

八千代市第6期障害福祉計画

八千代市第2期障害児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月



目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景及び趣旨	3
2	計画の位置づけ	4
3	計画の基本的方向性	5
4	計画の期間	8
5	市民の意向の反映	9
6	計画の達成状況の点検及び評価	10
7	八千代市第5次障害者計画の基本的考え方《参考》	11

第2章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の状況等

1	障害のある人の状況	19
2	障害福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援等の状況	22
3	地域生活支援事業の状況	27
4	障害児支援の状況	30
5	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況から見える課題	32

第3章 令和5年度の数値目標

令和5年度障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標	35
--------------------------	----

第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み 及びその見込量確保のための方策等

1	障害福祉サービス等の体系	43
2	障害福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援	44
3	地域生活支援事業	57
4	障害児通所支援及び障害児相談支援	64

■ 用語解説

— 第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

障害保健福祉施策については、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られましたが、身体・知的・精神という障害種別ごとでわざりにくく使いにくい、サービス提供において地方公共団体間の格差が大きい、費用負担の財源を確保することが困難などの理由により平成18年度からは障害者自立支援法が施行されました。これにあわせ、平成18年度から平成20年度を計画期間とした第1期の障害福祉計画を策定しました。

その後、同法は、障害者（児）を権利の主体と位置付けた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障害児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の題名を変更して施行されました。また、平成30年4月より、障害者自らの望む地域生活を営むことができるよう生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充が図られています。

今回、令和2年5月に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき厚生労働大臣が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）の一部を改正する告示が示されたこと、また、本計画の上位計画である八千代市第5次障害者計画及び障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、令和2年度までの八千代市第5期障害福祉計画・八千代市第1期障害児福祉計画の進捗状況及び目標数値を検証するとともに、令和5年度までの各年度における障害福祉サービス・障害児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量及びその確保のための方策等を定め、令和3年度以降の本市の障害福祉関連施策を計画的に推進していくことを目的として、八千代市第6期障害福祉計画・八千代市第2期障害児福祉計画を策定します。

2 計画の位置づけ

I 障害福祉計画

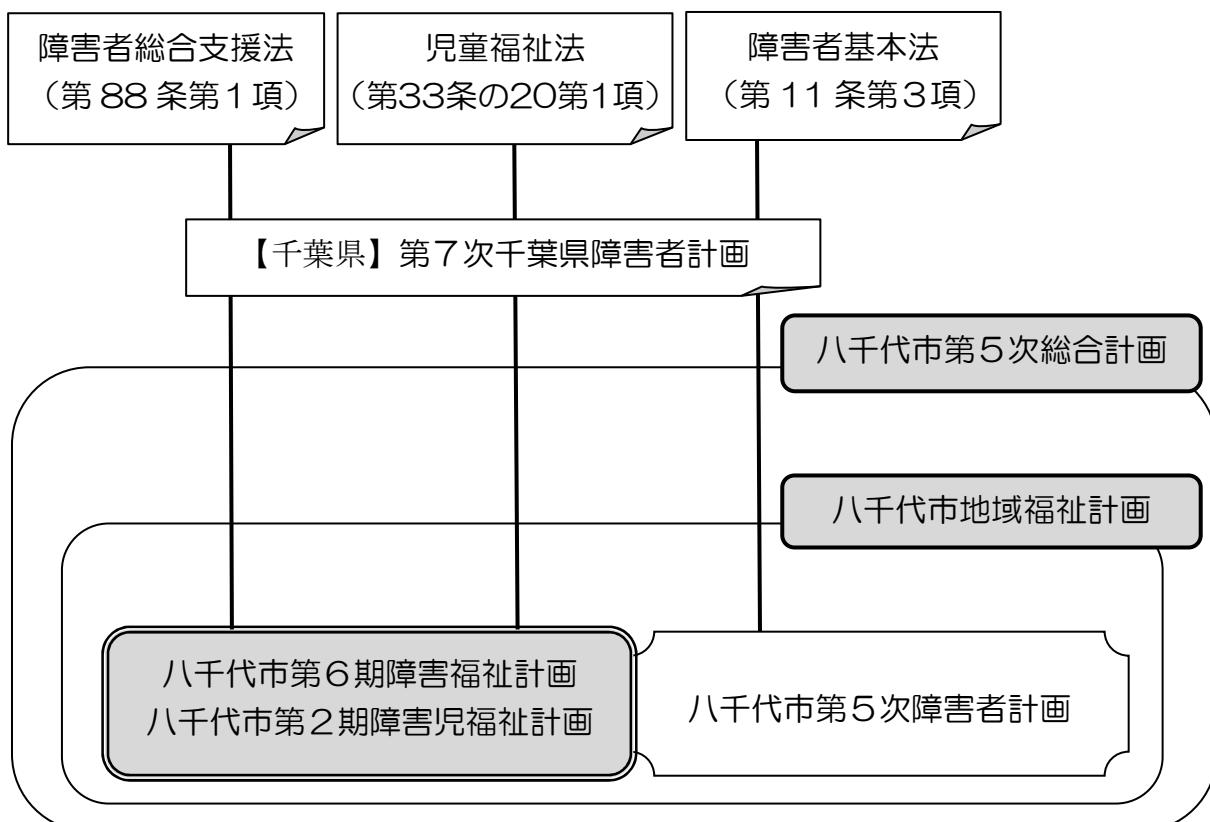
障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村障害福祉計画)として策定しています。

II 障害児福祉計画

障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(市町村障害児福祉計画)として策定しています。

なお、両計画は市の最上位計画となる「八千代市第5次総合計画」をはじめ、福祉の上位計画となる「八千代市地域福祉計画」の個別計画として策定します。

■ 障害福祉計画・障害児福祉計画と主な関連計画の関係について



3 計画の基本的方向性

(1) 障害者総合支援法の基本理念

平成 25 年 4 月（一部平成 26 年 4 月），障害者自立支援法が改正され，『障害者総合支援法』として施行されました。

障害者総合支援法では，“障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営み，共生社会の実現を目指す”という，障害者基本法の目的・理念にのっとり，次のような基本理念が定められています。

- 全ての障害者等が，可能な限りその身近な場所において支援を受けられることにより，社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され，地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者等にとっての社会的障壁の除去に資すること

I 障害福祉計画

(1) 「障害福祉計画」作成における基本的事項

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

- 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組み
- 障害福祉人材の確保
- 障害者の社会参加を支える取組み

(2) 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

基本指針において、障害福祉サービスの提供体制等の確保にあたり、以下のとおり定めています。本市においてもこれらの考え方を踏まえ、障害福祉サービスや相談支援体制の確保に努め、計画的な整備を図ります。

◎ 障害福祉サービス等の提供体制の確保

- ・全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ・希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ・グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ・依存症対策の推進

◎ 相談支援の提供体制の確保

- ・相談支援体制の構築
- ・地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ・発達障害者等に対する支援
- ・協議会の設置等

II 障害児福祉計画

(1) 「障害児福祉計画」作成における基本的事項

基本指針に示されている計画策定の基本的な考え方は以下のとおりです。

◆ 障害児の健やかな育成のための発達支援

- ・障害児本人の最善の利益を考慮した、障害児の健やかな育ちの支援
- ・障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域での支援
- ・障害児のライフステージに沿った、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築
- ・障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児支援を通じた地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
- ・医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

（2）障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

基本指針において、障害児支援の提供体制の確保にあたり、以下のとおり定めています。本市においてもこれらの考え方を踏まえ、障害福祉サービスや相談支援体制及び障害児支援体制の確保に努め、計画的な整備を図ります。

◎ 障害児支援の提供体制の確保

- ・地域支援体制の構築
- ・保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ・地域社会への参加・包容の推進
- ・特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ・障害児相談支援の提供体制の確保

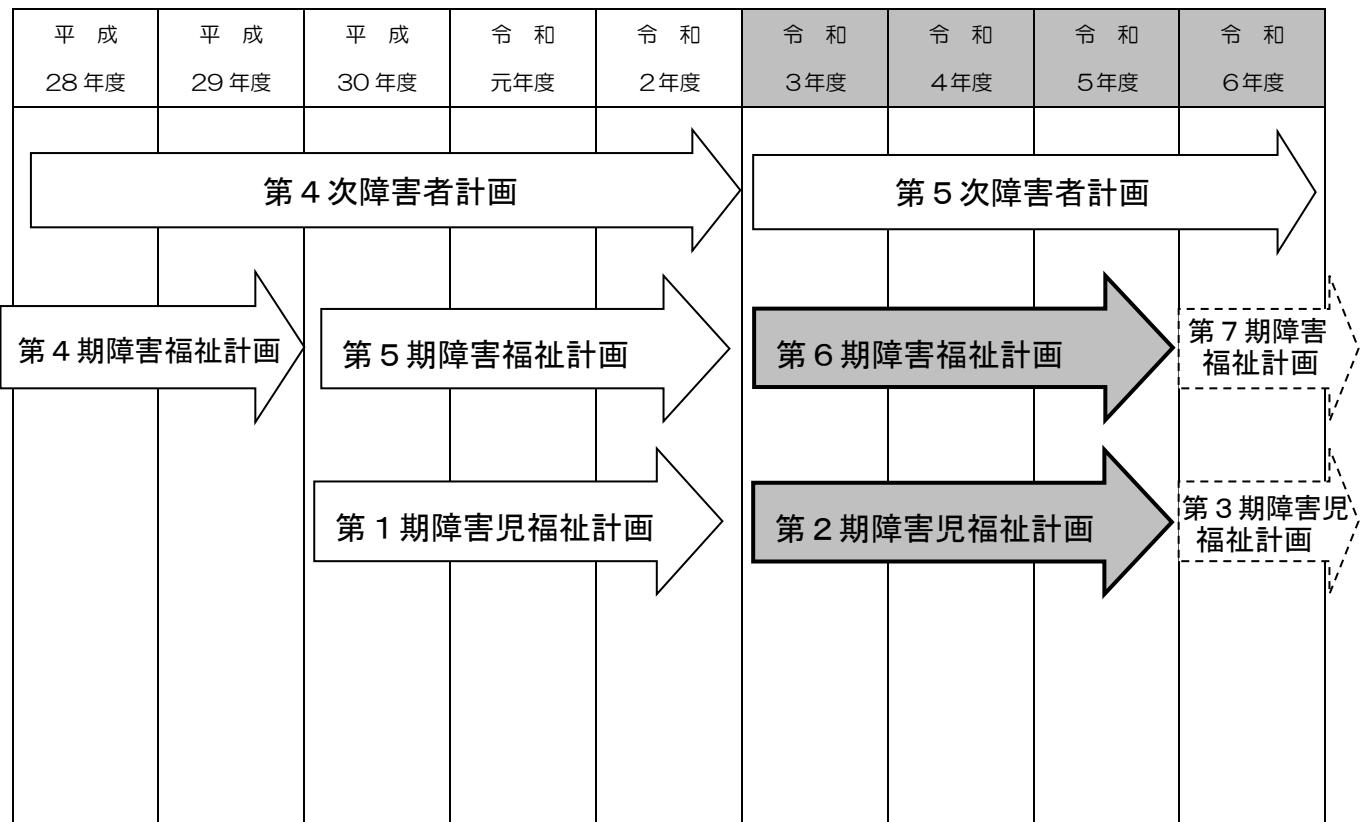
III その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

- ・障害者等に対する虐待の防止
- ・意思決定の促進
- ・障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組みや事業所における研修等の充実

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

■ 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間について



5 市民の意向の反映

本計画の策定に当たって、次のとおり障害のある人をはじめ、多くの方に意見をいただきました。

(1) 障害のある人へのアンケート調査

手帳を持っている障害のある人の障害福祉サービス等に対する具体的な要望や意見などを把握するため、アンケート調査を実施しました。

◇調査期間 令和元年12月17日～令和2年1月6日

(2) 障害者団体、障害福祉サービス等提供事業者への調査票によるヒアリング

障害のある人及びその家族で構成される団体並びに障害福祉サービス等提供事業者からの意見を聞くため調査票の提出を依頼しました。

◇調査時期 令和2年8月

(3) 八千代市障害者自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3の規定による協議会に意見を伺いました。

◇意見提出日 令和2年9月2日・11月25日

(4) パブリックコメント

八千代市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、パブリックコメントを実施しました。

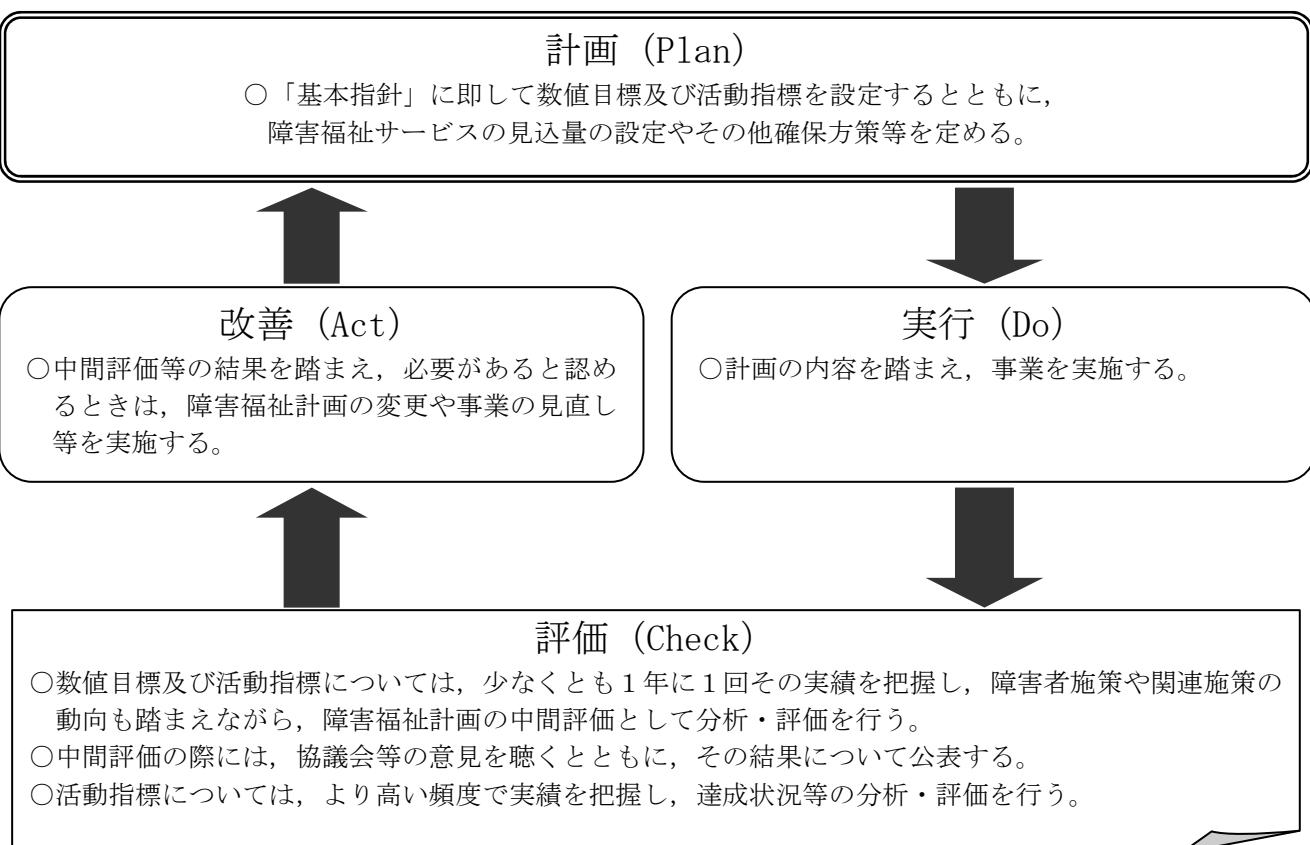
◇募集期間 令和2年12月25日～令和3年1月25日

6 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、P D C Aサイクルに基づき、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検及び評価し、所要の対策を実施します。

点検及び評価するに当たっては、指定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等で組織される八千代市障害者自立支援協議会に諮ります。

■ P D C Aサイクルのプロセスのイメージ



7 八千代市第5次障害者計画の基本的考え方《参考》

本市では、障害者基本法に基づき、障害者福祉施策に関する基本的な事項を定める「八千代市第5次障害者計画」を令和3年3月に策定し、計画的な施策の推進を図っています。「八千代市第5次障害者計画」における基本的考え方は、次のとおりです。

1 基本理念

国では、障害者制度の集中的な改革が行われ、平成23年6月に改正された障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」としています。

本市においても、障害のあるなしにかかわらず、地域の一人ひとりがお互いに自主性や主体性を尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して“共にくらし、社会に参加していく”ことのできるまちの実現を目指していきます。

目標像

住み慣れた地域で共にくらし、共に参加する

キャッチフレーズ

つながりあいながら、地域でくらす

2 基本的視点

(1) 障害のある人の主体性の尊重と社会参加の促進

- ・障害のある人の自己実現と社会参加を果たすことができるよう支援すること。
- ・障害のある人及びその家族等の関係者の意見を尊重すること。
- ・相談の実施等による意思決定の支援、意思疎通の手段選択の機会を提供すること。

(2) 権利擁護の推進と差別の解消

- ・障害のある人もない人も、尊重しあいさせる地域社会づくりを推進すること。
- ・障害のある人の権利を守る体制づくりを進めること。
- ・権利擁護や差別の解消に向けた取組みを積極的に推進すること。

(3) 障害特性等に配慮したきめ細やかな支援の推進

- ・障害のある人一人ひとりの状態やニーズを把握し、適切な施策を推進すること。
- ・広報・啓発活動を行うとともに、障害特性を踏まえた支援を行うこと。

(4) ハード・ソフト両面にわたるバリアフリー化の推進

- ・制度や慣行、偏見などソフト面も含めたバリアフリー化を推進すること。
- ・積極的な広報・啓発活動に努め、企業、市民団体等の取組みを支援すること。

(5) 切れ目のない総合的・計画的な施策の推進

- ・多様なサービス提供体制の充実を図り、総合的かつ切れ目のない支援をすること。
- ・他の施策・計画等との整合・連携を図り、施策の展開を図ること。

(6) 多機関協働による地域福祉の推進

- ・複合した課題に対応するため、関係機関が協働して支援すること。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し、各施策・事業を推進します。

I 安心してくらせるまちづくり

障害のある人たちが、自立し安心してくらしていくために、相談・情報提供の充実や、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。また、障害者施設などの活動の場やグループホームなど、多様な生活の場の整備を進めます。

加えて、新規サービスや既存サービスの充実の検討を行い、サービスを提供する人材の確保・養成にも努めます。

また、障害の早期予防・発見や早期対応に加え、常時介護を要する人たちが地域でくらし続けられるよう、医療やリハビリテーションの環境について、継続的に支援します。

さらに、障害があっても不便なく利用できる「バリアフリー」、「ユニバーサルデザイン」や、災害時に必要な援助を受けることができるまちづくりを目指します。

II 共に参加できる環境づくり

障害のある人もない人も共に学び、共に働き、分け隔てなく社会に参加していくことができる環境の整備を図ります。

そのために、障害のある子どもが、地域でくらしていくために必要な力を養う療育・教育体制を充実させていくとともに、家族に対する相談支援を推進します。

また、障害者雇用に対する理解の促進・啓発や、就労に関する相談体制の強化を図り、一般企業への就労支援を図ります。あわせて、「障害者優先調達推進法」による優先調達の方針に基づき、障害のある人の就労機会増進に努めます。

さらに、情報提供の充実や移動手段の確保などを進めるとともに、地域や社会との交流機会や社会参加の場の拡充を図ります。

III 心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり

障害のある人もない人も地域で支えあう社会を目指し、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが重要です。おもいやりの心・やさしい心を持つことができるよう、地域の人々と関わりながら学ぶ、生活に結びつく福祉教育を推進します。

また、障害のある人たちに対する差別や偏見をなくすため、「障害者差別解消法」や「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発を進め、障害を理由とする差別の解消に努めます。

加えて、ボランティア活動など地域住民の自主的な活動を支援し、地域における支えあい・助けあいのネットワークづくりを支援します。

4 施策の体系

基本目標1 安心してくらせるまちづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

①相談体制の充実

- ・相談支援事業所連絡会の実施など、相談支援体制の強化
- ・訪問や相談支援業務に対応する各種専門職員の配置
- ・手話通訳者等の養成、各研修の案内・参加の促進、専門的人材の育成

②情報提供の充実

- ・ガイドブック「障害福祉のしおり」の配付等、サービスの情報提供の充実
- ・市が発行する各種広報やお知らせなどの音声化
- ・インターネット等による行政情報のアクセシビリティの向上

(2) 福祉サービスの充実

①地域生活を支えるサービスの充実

- ・「障害者総合支援法」についての情報提供やサービスに関する相談実施
- ・居宅介護、地域生活支援事業等の各種福祉サービスの支給決定、利用の支援・促進
- ・短期入所・地域生活支援事業による日中一時支援事業の事業所の拡充
- ・難病患者、発達障害者、高次脳機能障害者等に対応した個別相談・訪問等の実施
- ・障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

②生活の場の確保・整備

- ・グループホームの整備補助、事業運営とサービス提供への支援
- ・理学療法士との同行訪問による住宅改修や入浴補助用具などの提案

(3) 保健・医療の充実

①健康を守るサービスの推進

- ・乳幼児健康診査や生活習慣病等の各種健康診査や相談などのサービスの充実、障害の発生予防・早期発見
- ・八千代医療センターの支援、充実した医療体制の継続
- ・心の健康問題の早期発見、適切な支援を受けられる体制の確立
- ・難病等の特性、病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮したサービスの提供
- ・地域の医療機関等における障害理解の促進、各相談窓口等と医療機関の情報共有
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・国や県が主体の各種医療費の助成等についての周知

②リハビリテーションの充実

- ・リハビリ機能を持つ医療機関と連携
- ・民間も含めた福祉的なリハビリテーションサービス利用の体制の構築
- ・児童発達支援センターにおける理学療法士等の専門職員による個別療育の実施

(4) 安全で住みやすいまちづくりの推進

①福祉のまちづくりの推進

- ・バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の関係機関との連携・推進
- ・主要施設における車椅子用トイレ等の設置状況がわかる市内の「バリアフリーマップ」の作成

②防災・防犯対策の推進

- ・防災講話、防災訓練の実施による防災意識の向上
- ・災害時の各福祉避難所の連携、ネットワークづくり
- ・災害時における気象や災害情報など、障害特性に対応した情報を的確・迅速に伝達するシステムの導入・運用

③感染症に係る取組み

- ・事業所と感染症の発生について情報を共有し適切な対応を実施

基本目標2 共に参加できる環境づくり

(1) 療育・教育の充実

①相談体制の充実

- ・ライフステージに応じた支援の実施
- ・発達に心配のある子ども等の支援のため、相談窓口の周知、関係機関との連携強化

②療育の充実

- ・児童発達支援センターの建替え及び機能充実
- ・外来の療育やことばと発達の相談室での相談による地域で生活する障害児の支援
- ・巡回相談や施設支援指導等、保育園、学校等における障害児支援の充実

③障害のある児童生徒のための教育の充実

- ・個別の教育支援計画の作成による特別支援教育の充実
- ・特別支援学校と小中学校、特別支援学級と通常の学級の児童・生徒との交流、地域の子どもたちとの交流促進
- ・使いやすく、かつ安全性を確保した学校施設・設備の改善

(2) 雇用・就労の充実

①雇用の促進

- ・公共職業安定所等との連携に基づいた相談体制の強化
- ・各種啓発やPR、法定雇用率の達成を目指した協力要請
- ・一般企業等への就労を目指す「チャレンジドオフィスやちよ」の充実
- ・「八千代市高年齢者等雇用促進奨励金制度」の利用促進

②就労の機会の確保

- ・「障害者優先調達推進法」の周知、障害のある人の就労機会増進

(3) 社会参加の促進

①情報伝達・移動手段の確保・充実

- ・手話通訳者等の設置・派遣制度や手話奉仕員の養成研修事業の推進
- ・障害者等タクシー利用助成制度や高齢者外出支援事業の利用周知
- ・「身体障害者補助犬法」の周知

②交流・参加機会の拡充

- ・各種イベント等における車椅子の貸し出し、手話通訳・要約筆記者の配置
- ・各種団体が企画する障害のある人に関わる催し物・行事等への支援
- ・障害者福祉センターの周知と利用の促進、センターを利用した催事等の企画

③生涯学習の充実

- ・スポーツ関係団体等と協力したスポーツ活動のきっかけづくりや環境づくり
- ・市が管理する文化・体育施設のバリアフリー化
- ・文化芸術関係講座の開催及び作品展示等、障害のある人の文化活動への支援

基本目標3 心をかよわせ、支えあう意識・体制づくり

(1) 障害者理解の促進・差別の解消

①障害に対する理解の促進

- ・市の広報紙やホームページなどの啓発活動等、障害者理解促進事業の実施
- ・「障害者差別解消法」の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等

②行政サービス等における配慮

- ・不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供について職員への周知
- ・投票所のバリアフリー化や、障害者の特性に応じた選挙に関する情報の提供
- ・各種施策等の意思形成過程への障害当事者等の参画促進

(2) 権利擁護の推進・虐待の防止

①権利擁護の推進

- ・障害のある人の権利の擁護や権利行使の援助などを行う機関との連携強化
- ・親族との調整や市長申立ての制度による成年後見制度の利用の促進

②障害者虐待防止対策の推進

- ・障害者虐待防止法の周知
- ・関係機関との連携強化による障害者虐待防止の推進

(3) 思いやりのある地域づくりの推進

①地域のたすけ合い活動の推進

- ・市内関係施設と連携したボランティアの養成、活動の支援、活動環境の整備
- ・すべてのライフステージにおける、福祉教育や学習機会の充実

②障害者団体等への支援

- ・公共施設などのスペースの利用、障害者福祉センターの利用・活用
- ・障害者団体の情報や集会・交流会等の周知、情報提供

— 第2章

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画の状況等

1 障害のある人の状況

I 障害者

(1) 障害者数（18歳以上）

障害のある人が必ず障害者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いることが推察されますが、市が把握できるのは障害者手帳を所持している人数及び自立支援医療制度（精神通院）を利用している人数となります。

本市の障害者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在、身体障害者が5,360人で、18歳以上の総人口166,211人（令和2年3月31日住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ3.2%，知的障害者は889人で、およそ0.5%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は1,495人で、18歳以上の総人口に占める割合はおよそ0.9%です。自立支援医療制度（精神通院）の利用者は2,709人（障害児を含む。）で、総人口に占める割合はおよそ1.6%となっています。

また、障害の特性によっては、手帳を所持していない人や所持していてもサービスにつながらない人が多数を占めているとみられ、それらの人たちへの支援・援助が大きな課題となっています。

■障害者数～種類・程度別内訳～

●身体障害

(単位：人)

障害種別	障害者
視覚障害	361
聴覚・平衡機能障害	373
音声・言語・そしゃく機能障害	87
肢体不自由	2,648
内部障害	1,891
合計	5,360

級 別	障害者
1 級	1,819
2 級	783
3 級	826
4 級	1,367
5 級	280
6 級	285
合 計	5,360

●知的障害

(単位：人)

区分	重度	中度	軽度	合計
障害者	348	236	305	889

●精神障害等

(単位：人)

区分	精神障害者保健福祉手帳所有者			
	1級	2級	3級	合計
障害者	220	881	394	1,495

(単位：人)

自立支援医療（障害児含む。）	2,709
----------------	-------

注 令和2年3月31日現在

(2) 障害支援区別の認定者数

障害福祉サービスは、大きく自立支援給付と地域生活支援事業に分けられます。自立支援給付は介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具費の支給等に区分され、地域生活支援事業は市が地域特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施するものです。

このうち、介護給付を受ける方については、「障害支援区分」の認定を受ける必要があります。障害支援区分とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分です。

■障害支援区別の認定者数

障害種別 区分	身体障害	知的障害	精神障害	難 病	合 計
1	3人	4人	8人	1人	16人
2	13人	17人	75人	0人	105人
3	25人	49人	25人	0人	99人
4	17人	78人	3人	0人	98人
5	14人	65人	2人	0人	81人
6	48人	121人	0人	0人	169人
合 計	120人	334人	113人	1人	568人

注 令和2年6月1日現在

◆介護保険制度と障害福祉制度の適用関係について◆

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに該当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになりますが、申請者の個別の状況に応じ、申請者の必要としている支援内容が介護保険サービスにより受けられることが可能かを判断します。

〈障害者総合支援法に基づくサービスを受けられる例〉

- ・市が適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等
- ・障害福祉サービス固有のサービス（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）と認められるものを利用する場合

II 障害児

(1) 障害児数（0～18歳未満）

障害のある人が必ず障害者手帳を所持しているとは限らず、所持していない人も相当数いることが推察されますが、市が把握できるのは障害者手帳を所持している人数及び自立支援医療制度（精神通院）を利用している人数となります。

本市の障害者手帳所持者数は、令和2年3月31日現在、身体障害児が113人で、18歳未満の総人口34,064人（令和2年3月31日住民基本台帳人口）に占める割合はおよそ0.3%，知的障害児は381人で、およそ1.1%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所有者数は46人で、およそ0.1%となっています。

■障害児数～種類・程度別内訳～

●身体障害

(単位：人)

障害種別	障害児
視覚障害	5
聴覚・平衡機能障害	11
音声・言語・そしゃく機能障害	0
肢体不自由	70
内部障害	27
合計	113

級 別	障害児
1 級	68
2 級	13
3 級	16
4 級	11
5 級	2
6 級	3
合 計	113

●知的障害

(単位：人)

区 分	重度	中度	軽度	合 計
障害児	119	82	180	381

●精神障害

(単位：人)

区 分	精神障害者保健福祉手帳所有者			
	1級	2級	3級	合計
障害児	2	21	23	46

注 令和2年3月31日現在

■障害者及び障害児数合計の推移

(単位：人)

年度	身体障害者合計	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	知的障害者合計	精神障害者(手帳所持者)合計
平成23	4,960	338	314	61	2,683	1,564	900	790
24	5,156	360	321	62	2,808	1,605	914	873
25	5,374	364	325	70	2,933	1,682	964	921
26	5,494	364	340	71	2,957	1,762	1,002	998
27	5,587	363	358	80	2,963	1,823	1,063	1,066
28	5,456	347	360	81	2,868	1,800	1,113	1,192
29	5,424	354	359	81	2,801	1,829	1,160	1,281
30	5,372	351	370	79	2,726	1,846	1,211	1,407
令和元	5,473	366	384	87	2,718	1,918	1,270	1,541

注 各年度3月31日現在

2 障害福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援等の状況

I 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

平成 30 年度及び令和元年度の実績は 3 月の値、令和 2 年度の実績は 9 月の値です。

① 居宅介護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	1,995	1,508	2,050	1,593	2,096	1,818
月間実利用者数	124	124	128	121	131	133

② 重度訪問介護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	744	568	744	1,317	744	1,589
月間実利用者数	8	5	8	4	8	5

③ 同行援護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	795	813	816	534	816	662
月間実利用者数	37	44	38	38	38	41

④ 行動援護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	223	399	231	205	231	262
月間実利用者数	28	32	29	27	29	30

⑤ 重度障害者等包括支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間合計時間数	0	0	0	0	0	0
月間実利用者数	0	0	0	0	0	0

概 括

第5期計画期間（ただし令和元年度まで）における訪問系サービスの利用状況をみると、「居宅介護」については、利用人数は見込量とほぼ同じ人数となっていますが、利用時間では一人当たりの利用時間の減少もあり、見込量を下回っています。

「重度訪問介護」については、平成30年度は利用人数、利用時間ともに見込量を下回っていますが、令和元年度は利用時間が見込量を上回っています。

「同行援護」については、令和元年度の利用時間が見込みを下回るほかは、利用人数、利用時間が見込量を上回っています。

「行動援護」では、平成30年度は利用人数、利用時間ともに見込量を大きく上回っていますが、令和元年度ではいずれも見込量を下回っています。

「重度障害者等包括支援」については、サービスを提供する事業者がいないため、他のサービスを複数利用することなどで対応を図っています。

（2）日中活動系サービス

平成30年度及び令和元年度の実績は3月の値、令和2年度の実績は9月の値です。

① 生活介護

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	4,560	4,706	4,602	4,882	4,644	4,813
月間実利用者数	216	234	218	232	220	239

② 自立訓練（機能訓練）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	66	20	66	64	66	59
月間実利用者数	3	1	3	3	3	3

③ 自立訓練（生活訓練）

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	474	405	512	314	550	403
月間実利用者数	32	25	34	21	36	28

④ 就労移行支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	1,303	985	1,392	1,140	1,464	1,441
月間実利用者数	73	61	78	68	82	82

⑤ 就労継続支援（A型）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	982	1,071	1060	1,078	1099	1,111
月間実利用者数	50	58	54	54	56	59

⑥ 就労継続支援（B型）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	2,122	2,800	2,177	3,334	2,214	3,115
月間実利用者数	116	167	119	197	121	194

⑦ 就労定着支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	5	25	10	40	15	35

⑧ 療養介護

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	216	186	216	155	216	150
月間実利用者数	7	6	7	5	7	5

⑨ 短期入所（福祉型）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	221	188	230	274	238	266
月間実利用者数	26	47	27	45	28	42

⑩ 短期入所（医療型）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	45	16	52	20	52	24
月間実利用者数	7	5	8	4	8	4

概 括

日中活動系サービスの利用状況をみると、実績が見込量を上回っているサービスとして、「生活介護」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」、「短期入所（福祉型）」が挙げられます。特に「就労継続支援（B型）」と「就労定着支援」、「短期入所（福祉型）」は、実績が見込量を大きく上回る結果となっています。

「自立訓練（機能訓練）」は、平成30年度は実利用人数が減少したこともあり、利用日数の実績が見込量を下回りましたが、令和元年度は実利用人数が見込量と同水準まで増加し、利用日数も見込量とほぼ同じとなっています。

一方、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「療養介護」、「短期入所（医療型）」については、実利用人数、利用日数ともに見込量を下回っています。

（3）居住系サービス

平成30年度及び令和元年度の実績は3月の値、令和2年度の実績は9月の値です。

① 自立生活援助

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	0	5	1	6	1	2

② 共同生活援助

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	67	85	69	96	71	110

③ 施設入所支援

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	90	88	90	94	90	93

概 括

居住系サービスの利用状況をみると、いずれのサービスも実績が見込みを上回っています。特に「自立生活援助」、「共同生活援助」で見込みより大きく増加しています。

II 計画相談支援・地域相談支援

平成 30 年度及び令和元年度の実績は各年の延べ利用者数を 12 で割った値、令和 2 年度の実績は 9 月までの延べ利用者数を 6 で割った値です。

① 計画相談支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用者数	137	156	141	166	144	179

② 地域相談支援（地域移行支援に限る。）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用者数	1	0	1	0	1	0

③ 地域相談支援（地域定着支援に限る。）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用者数	1	0	1	0	1	0

概 括

「計画相談支援」については、実績が見込量を上回っており、利用者数は増加傾向となっています。「地域移行支援」、「地域定着支援」では見込量を設定していましたが、サービスを提供できる事業所自体が少なく、実績もありませんでした。

3 地域生活支援事業の状況

平成 30 年度及び令和元年度の実績は各年の 3 月、令和 2 年度の実績は 9 月の値です。

① 相談支援事業（必須事業）

(単位：か所)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
障害者相談支援事業	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等 強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

② 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

(単位：人/年)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実利用人数	5	3	6	6	7	1

③ 意思疎通支援事業（必須事業）

(単位 上・中段：人/年、下段：か所)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
手話通訳者派遣事業 (実利用者数)	46	53	46	49	46	30
要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	14	12	15	8	16	5
手話通訳者設置事業 (実設置箇所数)	1	1	1	1	1	1

④ 日常生活用具給付等事業（必須事業）

(単位：給付件数/年)

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
介護・訓練支援用具	7	2	9	7	11	3
自立生活支援用具	19	12	21	11	23	4
在宅療養等支援用具	23	9	23	14	23	11
情報・意思疎通支援用具	28	27	28	35	28	5
排せつ管理支援用具	3,102	3,517	3,165	3,454	3,229	1,169
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	5	0	5	0	6	0

⑤ 移動支援事業（必須事業）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
年間実利用者数	78	67	80	70	82	44
年間延べ利用時間数	6,708	5,972	6,880	5,886	7,052	1,694

⑥ 地域活動支援センター事業（必須事業）

地域活動支援センター I 型

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
〈市内〉箇所数	1	1	1	1	1	1
登録者数	80	81	81	81	82	82

地域活動支援センターⅢ型

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
〈市内〉箇所数	1	1	1	1	1	1
年間実利用者数	14	12	14	13	14	12
〈市外〉箇所数	2	1	2	3	2	2
年間実利用者数	4	3	4	5	4	3

⑦ 訪問入浴サービス事業（任意事業）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	3	3	3	3	3	3
実利用者数	10	6	11	9	12	7

⑧ 知的障害者職親委託制度（任意事業）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
年間実利用者数	1	1	1	1	1	1

⑨ 日中一時支援事業（任意事業）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
実施箇所数	28	29	28	33	28	28
実利用者数	125	195	130	215	135	181

⑩ 社会参加促進事業（任意事業）

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
事業数	4	4	4	4	4	4

概 括

「必須事業」については、おおむね見込量に近い実績となっていますが、「移動支援事業」の利用者数などで実績が見込量を下回っています。

「任意事業」については、「訪問入浴サービス事業」の実利用者数が見込量を下回っていますが、「日中一時支援事業」は見込量を大きく上回っています。そのほかの事業は、計画のとおりの実績となっています。

4 障害児支援の状況

(1) 障害児通所支援

平成 30 年度及び令和元年度の実績は各年の 3 月、令和 2 年度の実績は 9 月の値です。

① 児童発達支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	720	761	754	755	787	1,264
月間実利用者数	65	91	68	87	71	118

② 放課後等デイサービス

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	3,436	3,890	3,546	3,884	3,642	4,286
月間実利用者数	250	293	258	303	265	330

③ 保育所等訪問支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	6	5	7	9	8	25
月間実利用者数	6	5	7	3	8	12

④ 医療型児童発達支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	115	70	115	70	115	93
月間実利用者数	18	15	18	13	18	13

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用日数	2	2	4	0	6	0
月間実利用者数	1	1	2	0	3	0

⑥ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間実利用者数	1	0	2	0	2	0

概 括

障害児通所支援サービスの利用状況については、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」では実績値が見込量を上回っており、特に「放課後等デイサービス」では大きく増加しています。

「保育所等訪問支援」では、実利用人数は見込量を下回っていますが、利用日数については、見込量と同程度で推移しています。

「医療型児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」では、見込量を下回っています。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、配置がありません。

(2) 障害児相談支援

平成 30 年度及び令和元年度の実績は各年の延べ利用者数を 12 で割った値、令和 2 年度の実績は 9 月までの延べ利用者数を 6 で割った値です。

区分	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績
月間延べ利用者数	13	15	14	14	15	25

概 括

「障害児相談支援」の利用状況については、おおむね見込量と同程度で推移しています。

5 第5期計画の進捗状況から見える課題

障害福祉サービス等の進捗状況を見ると、一部のサービスにおいて、見込量を下回ったものや利用実績がなかったもの、また見込量を大きく上回ったものがありましたが、全体としては計画値に沿った進捗状況となっています。

一方、アンケート調査の結果では、障害福祉サービス等に関する困りごととして、「制度のしくみがわからない」「専門用語がわからない」「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」といった項目が上位に挙げられており、サービスの利用につながっていない潜在的なニーズを持った障害者等が少なくないことも明らかになっています。その中で、「制度のしくみがわからない」については特に高い割合となっており、また、市に望む力を入れてほしい施策として「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」が1位に挙げられていることからも、制度の周知や、障害者の相談に応じる相談支援事業者の果たす役割が重要となっています。

また、市に望む力を入れてほしい施策として、「近隣の企業などで就労できるような職場の開拓」「就労のための各種支援の体制づくり」が上位に挙げられており、障害児においてはその傾向が強くなっています。身近な企業で就労し、地域で生活できる支援体制のニーズが高いことがうかがえます。障害者が希望した仕事に就くことができるよう、障害福祉サービスによる支援や、就労支援機関等との連携、企業の障害者就労への理解啓発などの取組みが必要です。

今後は、障害者等が希望するサービスをより円滑に利用できるよう、各サービスの更なる周知徹底と適切な情報提供体制の構築を図るとともに、障害福祉サービス事業者等との連携を図りながらサービスの質を確保し、障害者等のサービスの利用につなげることが必要です。

第3章

令和5年度の数値目標

令和5年度障害福祉計画・障害児福祉計画の数値目標

I 障害福祉計画

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
- (4) 相談支援体制の充実・強化等
- (5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」といいます。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和5年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定します。

基本指針において、当該数値目標の設定に当たって、令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6パーセント以上削減することとし、さらに第5期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を、新たに設定する数値目標に加えて算定することとされています。

第6期の数値目標では、地域生活移行者（B）については、令和元年度末時点の施設入所者数の6パーセントに、第5期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を加えた人数を数値目標としています。

また、施設入所者の削減見込（D）については、第5期計画における目標設定の方向性や八千代市での施設入所支援の近年の利用実績から、令和元年度末の施設入所者数の実績（ただし、令和元年度末で自立訓練等を目的として施設入所している3人は除く。）を令和5年度末の利用人員見込みとします。

第5期計画の数値目標では、令和2年度末までの地域生活移行者を「28人」としていました。平成29年度から令和元年度までの地域生活移行者数実績は「4人」となり、第5期計画における数値目標の未達成割合に相当する人数を「24人」とします。また、第5期計画の数値目標で施設入所者の削減見込み人数については、「0人」としておりましたが、令和元年度末の施設入所者数の実績は、28年度末の施設入所者数と比べ「4人」の増加となっています。

項目	数 値	備 考
令和元年度末の施設入所者数（A）	94人	令和元年3月31日の人数
【目標値】地域生活移行者（B）	30人	令和5年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
令和5年度末の施設入所者数（C）	91人	令和5年度末の利用人員見込み
【目標値】施設入所者削減数（D）	3人	差し引き減少数（A-C）

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（拡充）

基本指針において、市町村又は各都道府県が定める「障害福祉圏域」において、令和5年度末までに、障害のある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1つ整備しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとされています。

項目	目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末まで少なくとも1つ地域生活支援拠点等の整備をしつつ、その機能充実のため、年1回以上の運用状況を検証及び検討を行います。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等（拡充）

① 就労移行支援事業所等を通じて、令和5年度中に一般就労する者の数

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

基本指針において、当該数値目標の設定に当たって、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍の人数が移行することとし、この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について各事業の趣旨、目的、各地域における実態を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労する者の目標値も併せて定めることとしています。具体的には、就労移行支援事業は1.3倍、就労継続支援A型事業は1.26倍、就労継続支援B型事業は1.23倍を目指すこととしています。

項目	数値	備考
年間一般就労移行者数	41人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	53人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
移行支援事業による年間一般就労移行者数	27人	令和元年度に移行支援事業により、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	36人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
就労継続支援A型事業による年間一般就労移行者数	10人	令和元年度に就労継続支援A型事業により、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	13人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数
就労継続支援B型事業による年間一般就労移行者数	2人	令和元年度に就労継続支援B型事業により、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	3人	令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

② 就労定着支援事業の利用者数等（新規）

令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率の数値目標を設定します。

基本指針において、数値目標の設定に当たって、令和5年度末の就労移行支援事業等により一般就労する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとしています。

項目	数値	備考
【目標値】一般就労する者のうち、就労定着支援事業を利用した割合	7割	令和5年度末の就労定着支援事業利用割合

③ 就労定着率に関わる就労定着支援事業所の割合（新規）

基本指針において、令和5年度末において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を、全体の7割以上とすることを基本としています。

項目	数値	備考
【目標値】就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	7割以上	就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合）8割以上の就労定着支援事業所割合

（4）相談支援体制の充実・強化等（新規）

基本方針において、相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等	本市において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとし、これらの取組みを実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討します。

（5）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築（新規）

基本指針において、障害福祉サービスが多様化するとともに、多くの事業者が参入する中、利用者が真に必要とする障害福祉サービスの提供を行うため、市町村職員は障害者総合支援法の具体的な内容を理解する取組みを行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証をすることが望ましいとされています。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組みが必要とされています。

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	職員が障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組みを行います。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組みを行います。

Ⅱ 障害児福祉計画

重層的な地域支援体制の構築を目指し、令和5年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

（1）障害児支援の提供体制の整備等

（1）障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

基本指針において、児童発達支援センターを中心とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市では、児童発達支援センターを1か所設置しています。

八千代市児童発達支援センターについては、老朽化に伴う建替え計画があることから、建替え計画と合わせ、地域支援体制の構築を目指します。

また、基本指針において、障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、各市町村又は児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市では、保育所等訪問支援を利用できる体制となっています。

幼稚園、保育園等と連携を図り、障害児の地域社会への参加・包容を推進します。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

基本指針において、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されています。

今後も引き続き、障害児支援の提供体制の整備等に向けて連携を図っていきます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
(拡充)

基本指針において、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

項目	目標
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	平成30年度に「八千代市医療的ケア児支援協議会」を設置し、医療的ケア児に係る支援や施策を検討しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討します。

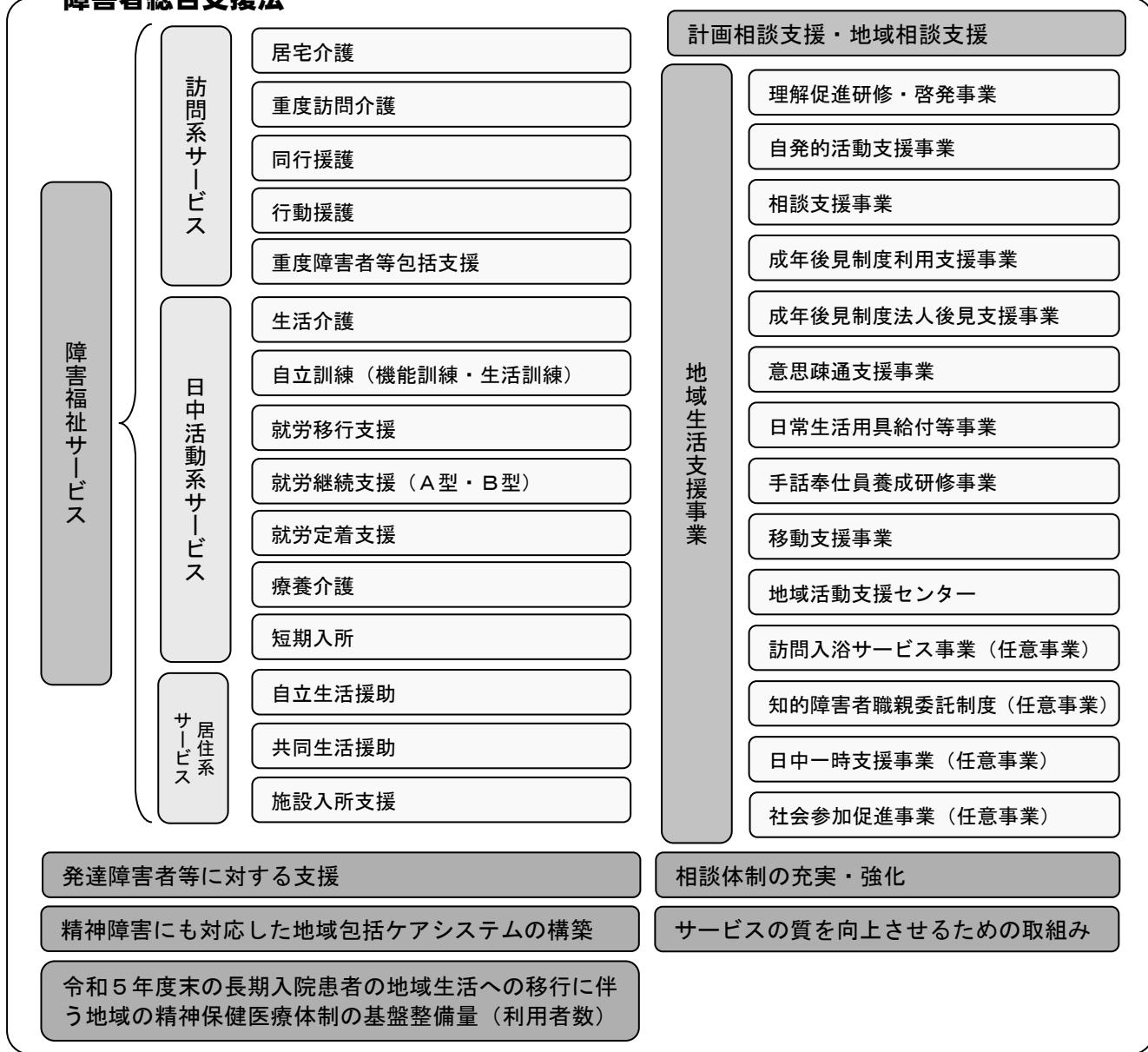
第4章

障害福祉サービス等及び
障害児通所支援等の種類ごとの
必要な量の見込み及び
その見込量確保の方策等

1 障害福祉サービス等の体系

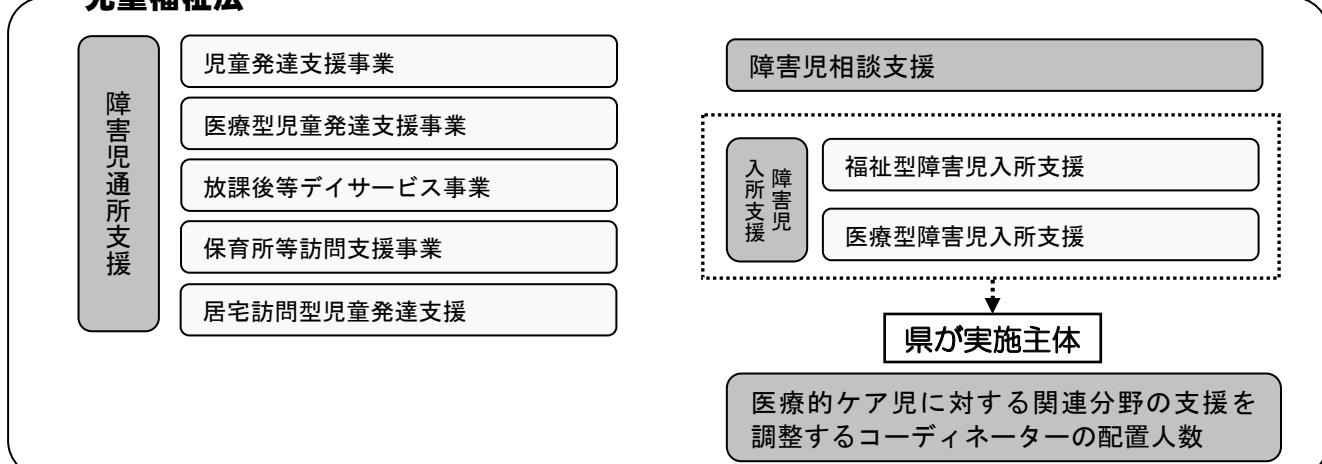
I 第6期障害福祉計画の体系

障害者総合支援法



II 第2期障害児福祉計画の体系

児童福祉法



2 障害福祉サービス、計画相談支援及び地域相談支援

I 障害福祉サービス

1か月当たりの見込量は、各年度3月の数値です。

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

障害者等の自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	1,798	1,811	1,825
実利用者数	134	135	136

〔見込量設定の考え方〕

- ・居宅介護については、令和2年度に利用が大幅に増えていることを踏まえ、実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用時間数は、実利用者数に1か月当たりの利用時間数を乗じた値です。
- ・1人の1か月当たりの利用時間数は、令和2年度における実績を元に見込んでいます。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者で常時介護を要する障害者の自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の介護等を総合的に供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	1,791	1,791	1,791
実利用者数	5	5	5

〔見込量設定の考え方〕

- ・重度訪問介護については、利用実績の推移を踏まえ、1人の1か月当たりの利用時間数を想定し、各年度の実利用者数及び延べ利用時間数を見込んでいます。

③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	823	859	904
実利用者数	46	48	50

〔見込量設定の考え方〕

- ・同行援護については、アンケートの結果から潜在的な利用希望があることがわかります。
- ・利用実績の推移を踏まえ、1人の1か月当たりの利用時間数を想定し、各年度の実利用者数及び延べ利用時間数を見込んでいます。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で常時介護を要する者に行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時の介護を供与します。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	404	436	469
実利用者数	38	41	44

〔見込量設定の考え方〕

- ・行動援護については、障害者の利用のニーズがありますが、特に障害特性を把握してサービス提供を行うため、利用できる事業者が限定される傾向があります。
- ・利用実績の推移を踏まえ、1人の1か月当たりの利用時間数を想定し、各年度の実利用者数及び延べ利用時間数を見込んでいます。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い障害者又は障害児、及び知的障害又は精神障害で行動上著しい困難を有する者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用時間数	0	0	0
実利用者数	0	0	0

〔見込量設定の考え方〕

- ・重度障害者等包括支援については、事業所要件の厳しさから、サービスを提供できる事業者がいないため、今後も利用者は見込めないものとしています。今後も、他のサービスを複数利用することなどで対応を図っていきます。

訪問系サービス

見込量の確保のための方策

- ・引き続き利用の増加が見込まれる訪問系サービスについて、ヘルパー等の担い手の確保や人材の育成が図られるようサービス提供事業者に働きかけます。
- ・介護保険事業者に対しても新規参入を働きかけ、事業者の参入を促します。
- ・同行援護、行動援護については、潜在的ニーズを把握し、サービス必要量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	5,128	5,259	5,390
実利用者数	255	262	269

〔見込量設定の考え方〕

- ・生活介護については、平成30年度からの推移、特別支援学校卒業生の今後の見通し、新規に開設する事業所等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

② 自立訓練（機能訓練）

身体障害者又は難病等対象者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	60	60	60
実利用者数	3	3	3

〔見込量設定の考え方〕

- ・自立訓練（機能訓練）については、利用実績の推移と利用意向等を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害者又は精神障害者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	474	491	507
実利用者数	29	30	31

〔見込量設定の考え方〕

- ・自立訓練（生活訓練）については、利用実績の推移及びアンケートの利用意向の高さを踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	1,374	1,390	1,406
実利用者数	84	85	86

〔見込量設定の考え方〕

- ・就労移行支援については、平成30年度からの推移、特別支援学校卒業生の今後の見通し等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

⑤ 就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	1,214	1,253	1,273
実利用者数	62	64	65

〔見込量設定の考え方〕

- ・就労継続支援（A型）については、利用実績や事業所の動向を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

⑥ 就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づかない就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	3,428	3,512	3,597
実利用者数	202	207	212

〔見込量設定の考え方〕

- ・就労継続支援（B型）については、利用実績の推移及び特別支援学校卒業生の今後の見通しを踏まえ各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

⑦ 就労定着支援

就労移行支援等を利用し就労を開始した後の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労する事業所の事業主、関係機関等との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	53	58	63

〔見込量設定の考え方〕

- ・就労定着支援については、障害者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、見込を設定しています。

⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	186	186	186
実利用者数	6	6	6

〔見込量設定の考え方〕

- ・療養介護については、利用実績の推移を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

⑨ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
福祉型	延べ利用日数	329	355	380
	実利用者数	52	56	60
医療型	延べ利用日数	27	27	27
	実利用者数	6	6	6

〔見込量設定の考え方〕

- ・短期入所については、利用実績の推移、新規に開設する事業所等を踏まえ、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

日中活動系サービス

見込量の確保の方策

- ・サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるようこれらの事業を行う意向を有する事業者等の把握に努めながら、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・短期入所について、潜在的ニーズを把握し、事業所の新規参入や事業規模の拡大を図ります。また、日中サービス支援型共同生活援助事業所における短期入所の受け入れについて障害者自立支援協議会を通じて確認していきます。
- ・地域生活支援拠点等の整備・充実を図ります。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

自立した生活を行う上での各般の問題につき、定期的な訪問等を行い、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供などを行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	6	6	6

〔見込量設定の考え方〕

- ・自立生活援助については、平成30年度のサービス開始からの推移を元に見込んでいます。

② 共同生活援助

共同生活を行う住居で、主に夜間及び休日に相談及び日常生活上の援助を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	121	129	137

〔見込量設定の考え方〕

- ・共同生活援助については、アンケート調査の結果に見られる利用意向や、事業所における新たな施設の整備状況を踏まえ、今後も利用が拡大していくものと想定します。
- ・自宅での生活からグループホームの利用を開始する場合と、施設や入院からの地域移行双方の観点から、利用は増えていくものと見込みます。
- ・各年度の実利用者数は、利用者数の推移、地域生活への移行者数等を勘案し、見込んでいます。

③ 施設入所支援

施設に入所している障害者に対し、夜間及び休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	91	91	91

〔見込量設定の考え方〕

- ・施設入所支援については、入所者数を増やさないことを方針として設定しています。

居住系サービス

見込量の確保の方策

- ・共同生活援助の施設整備を行う事業者に対する補助金制度などにより、事業者がグループホームを建設することを支援し、見込量確保を図ります。
- ・グループホーム等支援ワーカー等と連携により、市内及び近隣の施設との連携を強化し、新たな施設整備計画に関する情報共有や入居の調整、グループホームのサービスの質の確保に努めます。
- ・障害特性に応じたグループホームなど、暮らしの場の確保について検討を行います。
- ・共同生活援助を利用している障害者に対する家賃助成を引き続き実施していきます。

II 計画相談支援・地域相談支援

1か月当たりの見込量は、各年の延べ利用者数を12で割った値です。

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者及び障害福祉サービスを利用するすべての障害児に対し、自立した生活を支え、障害者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかなケアマネジメントを行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	176	182	187

〔見込量設定の考え方〕

- ・計画相談支援については、第5期計画期間における実績の推移を踏まえ、見込んでいます。

(2) 地域相談支援（地域移行支援に限る。）

障害者支援施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者等が地域へ移行する場合、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- ・地域相談支援（地域移行支援）については、第5期計画期間の実績や、障害者支援施設に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者のうち、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数を見込んでいます。

(3) 地域相談支援（地域定着支援に限る。）

居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- ・地域相談支援（地域定着支援）については、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を見込んでいます。

計画相談支援・地域相談支援（見込量の確保の方策）

- ・サービス等利用計画の作成を促進するとともに、各関係機関のネットワーク強化のため、基幹相談支援センター機能の充実や研修会開催などを進めます。また、相談支援専門員の資質向上を図り、地域相談支援体制の整備・充実に努めます。
- ・地域相談支援については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場で検討するなど、利用が進むよう努めます。

III 発達障害者等に対する支援

(1) ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。

障害児等の親へのペアレントトレーニング等の支援プログラム等を実施する団体等と連携を図り、支援プログラム等の開催を支援します。

(2) ペアレントメンターの人数

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	0人	0人	1人

(3) ピアサポート活動への参加人数

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

発達障害者等のピアサポート活動については、活動状況の把握に努めていくこととします。

IV 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	4回	4回	4回

〔見込量設定の考え方〕

- ・習志野圏域で開催する千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実務者会議の開催回数を参考としています。

(2) 協議の場への関係者の参加者数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定します。

区分	人数	備考
保健	3人	保健所、精神保健福祉センター等の職員、市の精神保健担当職員等
医療（精神科）	9人	医療機関、訪問看護ステーションの医師、看護師、精神保健福祉士、作業療法士等
福祉	4人	相談支援事業所、障害福祉サービス事業所など
その他 (介護、当事者、家族など)	4人	地域包括支援センター、当事者、家族など

〔見込量設定の考え方〕

- ・習志野圏域で開催する千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の実務者会議の参加者数を参考としています。

(3) 協議の場における目標設定及び評価の実施回数

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の目標設定	1回	1回	1回
評価の実施回数	1回	1回	1回

(4) 精神障害者の地域移行支援

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

(5) 精神障害者の地域定着支援

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

(6) 精神障害者の共同生活援助

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	25	27	29

〔見込量設定の考え方〕

- ・令和元年度の精神障害者の共同生活援助の利用実績をもとに見込んでいます。

(7) 精神障害者の自立生活援助

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	6	6	6

〔見込量設定の考え方〕

- ・1か月当たりの利用日数は、第5期計画期間における実績を元に見込んでいます。

V 令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う 地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）

令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う本市の精神保健医療福祉体制の基盤整備量は、65人とします。

千葉県が決める令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量を県内市町村ごとの人口に按分した数値をもとに設定しています。

VI 相談支援体制の充実・強化

(1) 総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施

(2) 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定します。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定します。

地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数の見込みを設定します。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導・助言件数	3件	3件	3件
人材育成の支援件数	1件	1件	1件
連携強化の取組回数	12回	12回	12回

〔見込量設定の考え方〕

- ・指導・助言件数については、指定特定相談支援事業所への実地指導件数、人材育成の支援件数については、市で行う研修会等の件数、連携強化の取組回数は、相談支援事業所連絡会の開催回数を見込んでいます。

VII サービスの質を向上させるための取組み

(1) 各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	18人	18人	18人

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

毎月、障害者支援課において審査担当者が障害者自立支援審査支払等システム等による審査を行い、各事業所へ随時連絡を行うほか、エラーの原因や返戻、過誤申し立て等について事業所からの問い合わせに応じることとします。

3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者等が地域で自立した日常生活、社会生活、就労等を営むことができるよう本市の社会資源及び利用する障害者等の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

(1) 理解促進研修・啓発事業

〔事業の内容〕

同じ八千代市民として、障害のある人への理解を深めるための講演会や啓発（イベント、パンフレット、啓発用リーフレットの作成・配布等）を行います。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者理解促進事業	実施	実施	実施

理解促進研修・啓発事業

見込量の確保のための方策

- ・上記事業を引き続き実施していくとともに、障害理解の普及啓発につながる施策の検討と支援の充実を図ります。
- ・八千代市障害者差別解消支援地域協議会において、合理的配慮の啓発活動などを協議します。

(2) 自発的活動支援事業

〔事業の内容〕

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

自発的活動支援事業

見込量の確保のための方策

- ・ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等、障害者やその家族、地域等が自主的に取り組む啓発活動等への支援体制の整備を図ります。

(3) 相談支援事業

〔事業の内容〕

障害者相談支援事業は、障害者、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行なうものです。

基幹相談支援センター等機能強化事業は、専門知識を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図るもので

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業（実施箇所数）	1	1	1
基幹相談支援センター	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施

〔見込量設定の考え方〕

- ・障害者相談支援事業等は引き続き実施します。

相談支援事業

見込量の確保の方策

- ・更なる相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの適切な運営について、基幹相談支援センター等機能強化事業の内容を含め検討を進めます。
- ・地域生活支援拠点等の整備を進めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

〔事業の内容〕

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者のうち、成年後見の申立てを自ら行なうことが困難であり、親族による申立てもできない場合に市長申立てを行うとともに、成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合に助成を行なうものです。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	7	8	9

〔見込量設定の考え方〕

- ・成年後見制度利用支援事業については、第5期計画期間における実績を勘案し、各年度の年間の実利用者数を見込んでいます。

成年後見制度利用支援事業

見込量の確保の方策

- ・成年後見制度の周知を図り、制度の利用が有効と認められる障害者の把握に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

〔事業の内容〕

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

成年後見制度法人後見支援事業

見込量の確保の方策

- ・関係機関と連携し、体制整備に努めます。

(6) 意思疎通支援事業

〔事業の内容〕

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思の疎通を図るために支障がある者の円滑な意思の疎通を図ることが必要な場面に手話通訳者等の派遣等を行います。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業（実利用者数）	48	49	50
要約筆記者派遣事業（実利用者数）	10	10	10
手話通訳者設置事業（実設置箇所数）	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- ・手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については、第5期計画期間における実績を勘案し、各年度の年間の実利用者数を見込んでいます。
- ・手話通訳者設置事業は、設置数1を見込んでいます。

意思疎通支援事業

見込量の確保の方策

- ・手話通訳者及び要約筆記者の確保に努め、提供体制の整備に努めます。
- ・手話通訳者の派遣等について、周知及び利用促進を図ります。

(7) 日常生活用具給付等事業

〔事業の内容〕

重度の障害のある者に対し日常生活用具の給付を行い、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

〔1年間の給付見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具給付件数	6	6	6
自立生活支援用具給付件数	16	16	16
在宅療養等支援用具給付件数	16	16	16
情報・意思疎通支援用具給付件数	41	43	45
排せつ管理支援用具給付件数	3,504	3,584	3,663
居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 給付件数	2	2	2

〔見込量設定の考え方〕

- ・日常生活用具給付等事業については、第5期計画期間における実績を勘案し、各年度の給付件数を見込んでいます。

日常生活用具給付等事業

見込量の確保のための方策

- ・障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。
- ・用具の機能や性能の向上に合わせ、給付品目の見直しを行うなど、利用者の日常生活の便宜を図ります。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

〔事業の内容〕

聴覚障害者等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成講習修了見込み者数	20	-	20

手話奉仕員養成研修事業

見込量の確保のための方策

- ・手話奉仕員養成研修事業については、第5期計画内でも同様の事業を実施しているため、その実績を勘案して見込量を設定しております。
- ・市では入門課程を前期と後期に分けて2年間で実施しています。

(9) 移動支援事業

〔事業の内容〕

屋外での移動が困難な障害のある者に対して、外出のための支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促進します。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	72	73	74
延べ利用時間数	5,972	6,015	6,058

〔見込量設定の考え方〕

- ・第5期計画期間における実績を勘案し、年間の実利用者数と延べ利用時間数を見込んでいます。

移動支援事業

見込量の確保のための方策

- ・障害の特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、事業者へ周知し参入の促進に努めます。
- ・引き続き、潜在的ニーズを把握し、見込量の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター事業

〔事業の内容〕

地域活動支援センターI型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることが要件とされます。

地域活動支援センターIII型は、創意的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進その他の便宜を供与します。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
市内（I型）	実設置箇所数	1	1	1
	年間実利用者数	82	82	82
市内（III型）	実設置箇所数	1	1	1
	年間実利用者数	15	16	16
市外（III型）	実設置箇所数	3	3	3
	年間実利用者数	6	6	6

〔見込量設定の考え方〕

- ・地域活動支援センターI型及びIII型については、第5期計画期間における実績を勘案し、各年度の設置箇所数と年間の実利用者数を見込んでいます。

地域活動支援センター事業

見込量の確保の方策

- ・利用者の継続的な参加と運営の安定を図るため、引き続き事業所に対して運営費を助成するとともに、今後の事業運営等について、事業所と協議を重ねてまいります。

(11) 訪問入浴サービス事業（任意事業）

〔事業の内容〕

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害及び知的障害のある者並びに難病等対象者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	3	3	3
実利用者数	9	9	9

〔見込量設定の考え方〕

- ・訪問入浴サービス事業については、第5期計画期間における実績を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・実施箇所数は、令和元年度の実施箇所数を元に見込んでいます。

訪問入浴サービス事業

見込量の確保の方策

- ・障害の特性及びニーズに対応できる提供体制の整備に努めます。

(12) 知的障害者職親委託制度（任意事業）

〔事業の内容〕

知的障害者の自立を図るため、知的障害者をその援護に熱意を持った事業経営者等に一定期間預け、生活指導及び技能習得の訓練等を行います。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- ・第5期計画期間における実績と委託先となる職親の受け入れ状況を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。

知的障害者職親委託制度

見込量の確保の方策

- ・職親及び委託されている障害者との連絡を密にし、委託の継続に努めます。

(13) 日中一時支援事業（任意事業）

〔事業の内容〕

宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場及び活動の場を提供し，在宅で介護をしている家族の就労及び一時的な休息を支援します。

〔1年間の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	35	37	38
実利用者数	245	260	275

〔見込量設定の考え方〕

- ・日中一時支援事業については、第5期計画期間における実績を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・実施箇所数は、第5期計画期間における実績を勘案し見込んでいます。

日中一時支援事業 見込量の確保のための方策

- ・介護をしている家族のニーズ及び障害の特性に対応できる提供体制の整備に努めるとともに、事業者へ周知し参入の促進に努めます。
- ・支給のあり方について、利用者の公平が保てるよう運用していきます。

(14) 社会参加促進事業（任意事業）

〔事業の内容〕

障害者の社会参加を促進するため、下記事業を実施します。

〔実施事業〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
声の広報等発行事業	実施	実施	実施
自動車運転免許取得費助成事業	実施	実施	実施
自動車改造費助成事業	実施	実施	実施
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施	実施	実施

〔見込量設定の考え方〕

- ・第5期計画期間から引き続き、事業を行います。

社会参加促進事業 見込量の確保のための方策

- ・各種事業が利用できるように体制整備を図ります。

4 障害児通所支援及び障害児相談支援

(1) 障害児通所支援

1か月当たりの見込量は、各年度3月の数値です。

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	1,328	1,360	1,393
実利用者数	124	127	130

〔見込量設定の考え方〕

- ・児童発達支援については、平成30年度からの実績の推移等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第1期計画期間の実績を元に見込んでいます。

② 医療型児童発達支援

児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	79	79	79
実利用者数	16	16	16

〔見込量設定の考え方〕

- ・医療型児童発達支援については、平成30年度からの実績の推移等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- ・延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- ・1か月当たりの利用日数は、第1期計画期間の実績を元に見込んでいます。

③ 放課後等デイサービス

授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	4,917	5,398	5,880
実利用者数	360	395	430

〔見込量設定の考え方〕

- 放課後等デイサービスについては、平成30年度からの実績の推移や利用意向を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、第1期計画期間の実績を元に見込んでいます。

④ 保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	30	34	36
実利用者数	15	17	18

〔見込量設定の考え方〕

- 保育所等訪問支援については、平成30年度からの実績の推移等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。
- 延べ利用日数は、実利用者数に1か月当たりの利用日数を乗じた値です。
- 1か月当たりの利用日数は、第1期計画期間の実績を元に見込んでいます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援を受けるための外出が著しく困難な障害児を対象に、居宅に訪問して発達支援を行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用日数	2	2	2
実利用者数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- ・居宅訪問型児童発達支援については、平成30年度からの実績の推移等を勘案し、実利用者数及び延べ利用日数を見込んでいます。

障害児通所支援

見込量の確保のための方策

- ・障害児が必要な支援を受けることができるよう、保健、医療、教育、福祉等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。
- ・障害児の保護者へ、療育支援マップ等を用いた情報提供や相談支援を行います。

(2) 障害児相談支援

1か月当たりの見込量は、各年度の延べ利用者数を12で割った値です。

障害児通所支援を利用する全ての児童に障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整などを行います。

〔1か月当たりの見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	26	27	28

〔見込量設定の考え方〕

- ・障害児相談支援については、平成30年度からの実績の推移、事業所数の動向等を勘案し、各年度の実利用者数を見込んでいます。

障害児相談支援

見込量の確保のための方策

- ・障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。
- ・ライフサポートファイルを活用し、事業の充実を図ります。

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる等、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を果たします。

〔配置人数の見込量〕

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	1	1	1

〔見込量設定の考え方〕

- ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数については、地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して見込んでいます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を 調整するコーディネーターの配置人数

見込量の確保の方策

- ・相談支援事業所等と連携を図り実施していきます。
- ・コーディネーターの役割や連携体制について医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を通じて協議し、体制整備を進めます。

用語解説

【あ行】

アクセシビリティ

誰もがさまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのことをいう。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

医療的ケア

日常生活において、医療的な支援を必要とする人に対して行われる支援。たんの吸引や経管栄養（チューブを使って鼻などから直接栄養を取る方法）、人工呼吸器管理など。

【か行】

虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことをいう。身体的虐待だけでなく、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待（金銭を使わせない、あるいは勝手に使う）、ネグレクト（養育放棄・無視）などがある。

共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

ケアマネジメント

介護を必要とする高齢者や障害のある人が地域で生活するため、一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するための手法。

計画相談支援

障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人の権利を守り、ニーズ表明を支援し代弁すること。障害のある人の権利擁護では、障害福祉サービスを希望又は利用する場面において本人が抱える苦情や差別的な取扱い、虐待その他の人権侵害から、侵害された権利の回復を図り、本人が自らの力を発揮できるようにする過程をいう。

高次脳機能障害

認知（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎

など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。

合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障害のある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適切な変更及び調整」であり、障害者の個別・具体的なニーズに配慮すること。

【さ行】

サービス等利用計画

障害福祉サービス利用者の生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等を記載する計画で、障害福祉サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定特定相談支援事業者が行うほか、利用者本人・家族・支援者等が作成することもできる。

市民後見人

自治体等が行う研修を受講するなど、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。

児童福祉法

「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない」という理念に基づき、児童（満18歳に満たない者）の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めている。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがら。事物（利用しにくい建物や設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（習慣や文化など）、観念（障害のある人に対する偏見、誤解、差別など）などの全て。

障害支援区分

障害のある人等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分ごとに利用できるサービスが異なる。障害者自立支援法では障害程度区分が用いられていたが、障害者総合支援法では、知的障害や精神障害などの特性に配慮した支援の必要性に目が向けられるようになった。

障害児支援利用計画

障害のある子どもの生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等について記載する計画で、児童福祉法による障害児通所サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定障害児相談支援事業者が行うほか、家族・支援者等が作成することもできる。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。障害のある人に対して障害を理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障害者施策に関する基本計画の策定を義務付けている。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。

障害者総合支援法

共生社会の実現に向け、障害のある人の社会参加等を進めるための支援が総合的・計画的に行われるよう、障害の種類にかかわらず必要なサービスを利用できるようにしたこと、重度訪問介護の対象者拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援、地域生活支援事業の充実などを特徴としている。

障害者優先調達推進法

障害のある人の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者施設等から優先的・積極的に調達することを推進するもの。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療で、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（自立支援医療制度）の対象となる医療のこと。対象は次のとおり。

- ・精神通院医療：精神保健福祉法に規定する精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する人
- ・更生医療：身体障害者手帳の交付を受けており、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18歳以上）
- ・育成医療：身体障害があり、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる子ども（18歳未満）

自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への相談支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うため、地方公共団体に設置する協議会。

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支

援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。実務経験と相談支援従事者初任者研修の修了を資格要件とする。

成年後見

障害などにより判断能力が十分でない人の財産等の管理、また、日常生活において主体性がよりよく実現されるよう、法律行為を代行又は支援することをいう。

成年後見制度

障害などにより判断能力が十分でない人の法律行為を代行又は支援する者を専任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見（判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助のいずれかに分けられる）と、本人の判断能力があるうちに後見人を選び、委任契約を結んでおく任意後見がある。

【た行】

地域活動支援センター

創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを、市町村がその地域の実情に応じて柔軟に実施する事業。地域生活支援事業の一種。I型は専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。II型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。III型は、地域の障害者のための援護対策として通所による援護事業の実績を有し、安定的な運営が図られていることなどにより区別されている。

特別支援教育

特別支援学校、盲学校、聾学校や特別支援学級での教育に加え、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒への対応も積極的に行うなど、一人ひとりのニーズに応じた教育のこと。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障害のある子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

【な行】

難病

治療が困難で、慢性的経過をたどり、本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が

大きい疾患。平成 25 年 4 月より障害者総合支援法の対象となり、障害支援区分を受けて障害福祉サービスを利用することができる。対象疾病は 333 疾病（令和 2 年 7 月より）。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、症状が比較的低年齢において発現するもの。

パブリックコメント

市の基本的な計画等を策定する際に、事前にその案を公表し、市民等の意見を求め、寄せられた意見を参考に計画等を決定するとともに、市民から寄せられた意見と市の考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去することであり、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

P D C A（ピーディーシーエー）サイクル

業務管理手法のひとつで、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の 4 段階を繰り返して継続的に改善していく流れのこと。

福祉的就労

一般就労が困難な人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、一般の労働者とは異なり、施設（就労継続支援 A・B 型事業所等）の利用者という立場となるが、工賃の向上など労働者性に着目した底上げが目指されている。

ペアレントトレーニング

親は自分の子どもに対して最良の治療者になることができるという考えに基づき、親に子どもの養育技術を身につけてもらうトレーニング。

ペアレントメンター

発達障害のある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。同じような障害がある子どもの親に対して、悩みを共感し、子どもへのかかわり方や地域で利用できる支援等について助言することができる。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）になり、家族や支援者等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。

法定雇用率

障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度のことで、従業員50人以上の事業主に適用される。令和3年3月より一般の民間企業は2.3%，特殊法人や国及び地方公共団体2.6%などとなっている。

【や行】

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

要約筆記

聴覚障害のある人等への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。「要約し、通訳する」ことで、速記とは内容が異なる。筆談のほかパソコン入力などにより行われる場合がある。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいう。

療育

障害のある子どもが社会的な適応力をつけ、自立することを目的に行われる医療と教育を一体化させた保育。一人ひとりに対する医学的な診断・評価とこれに基づく指導を行う。

八千代市第6期障害福祉計画

八千代市第2期障害児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

発行 八千代市
編集 八千代市 健康福祉部 障害者支援課
〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5
TEL : 047-483-1151 (代)
FAX : 047-483-2665